

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和5年5月12日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

## 専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

葉山町税条例の一部を改正する条例

（別 紙）

令和 5 年 3 月 31 日

葉山町長 山 梨 崇 仁

### 理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 36 号）が本年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることから、本町においても所要の改正を行う必要があり、事務作業、議会日程等を勘案し、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分するものであります。

## 葉山町条例第 号

### 葉山町税条例の一部を改正する条例

葉山町税条例（昭和 50 年葉山町条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

附則第 12 項中「第 7 条第 13 項」を「第 7 条第 17 項」に改める。

附則第 13 項第 3 号中「第 15 条第 23 項第 1 号」を「第 15 条第 22 項第 1 号」に改め、同項第 4 号中「第 15 条第 23 項第 2 号」を「第 15 条第 22 項第 2 号」に改め、同項第 5 号中「第 15 条第 23 項第 3 号」を「第 15 条第 22 項第 3 号」に改め、同項第 6 号中「第 15 条第 24 項第 1 号」を「第 15 条第 23 項第 1 号」に改め、同項第 7 号中「第 15 条第 24 項第 2 号」を「第 15 条第 23 項第 2 号」に改め、同項第 8 号中「第 15 条第 26 項第 1 号イ」を「第 15 条第 25 項第 1 号イ」に改め、同項第 9 号中「第 15 条第 26 項第 1 号ロ」を「第 15 条第 25 項第 1 号ロ」に改め、同項第 10 号中「第 15 条第 26 項第 1 号ハ」を「第 15 条第 25 項第 1 号ハ」に改め、同項第 11 号中「第 15 条第 26 項第 1 号ニ」を「第 15 条第 25 項第 1 号ニ」に改め、同項第 12 号中「第 15 条第 26 項第 2 号イ」を「第 15 条第 25 項第 2 号イ」に改め、同項第 13 号中「第 15 条第 26 項第 2 号ロ」を「第 15 条第 25 項第 2 号ロ」に改め、同項第 14 号中「第 15 条第 26 項第 2 号ハ」を「第 15 条第 25 項第 2 号ハ」に改め、同項第 15 号中「第 15 条第 26 項第 3 号イ」を「第 15 条第 25 項第 3 号イ」に改め、同項第 16 号中「第 15 条第 26 項第 3 号ロ」を「第 15 条第 25 項第 3 号ロ」に改め、同項第 17 号中「第 15 条第 26 項第 3 号ハ」を「第 15 条第 25 項第 3 号ハ」に改め、同項第 18 号中「第 15 条第 29 項」を「第 15 条第 28 項」に改め、同項第 19 号中「第 15 条第 33 項」を「第 15 条第 32 項」に改める。

附則第 35 項を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税等に関する経過措置）

2 この条例による改正後の葉山町税条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和 5 年度以後の年度の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和 4 年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町税条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

地方税法及び地方税法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

## 2 内 容

固定資産税及び都市計画税の課税標準に係る特例（わがまち特例）について、地方税法を引用している条例の規定を改めることとした。

## 3 施行期日

- （1） この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとした。
- （2） 改正後の条例の規定は、令和 5 年度以後の固定資産税及び都市計画税に適用し、令和 4 年度以前の固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例によることとした。

葉山町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町税条例 昭和50年12月26日条例第25号</p>	<p>○葉山町税条例 昭和50年12月26日条例第25号</p>
<p>附 則 1～11 (略)</p>	<p>附 則 1～11 (略)</p>
<p>(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称 (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 耐震改修が完了した年月日 (5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出できなかった理由 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称 (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 耐震改修が完了した年月日 (5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出できなかった理由 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>13 次の各号に掲げる市町村の条例で定める割合は、それぞれ当該各号に定める割合とする。</p>	<p>13 次の各号に掲げる市町村の条例で定める割合は、それぞれ当該各号に定める割合とする。</p>



改正後	改正前
(15) 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1	(15) 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1
(16) 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1	(16) 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1
(17) 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1	(17) 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1
(18) 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合 3分の2	(18) 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合 3分の2
(19) 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1	(19) 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1
(20) 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合 3分の2 (法附則第64条の条例で定める割合)	(20) 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合 3分の2 (法附則第64条の条例で定める割合)
<del>35 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合—ゼロ (削除)</del>	35 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合 零